

エルタ訪問看護ステーション訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

説明日：令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護・介護予防訪問看護事業についての重要事項の説明を受け同意致しました。

| | |
|-------|--|
| 【事業者】 | 住所 認定特定非営利活動法人エルタ エルタ訪問看護ステーション 福島県福島市東浜町10番16号 代表者 理事長 小林 康男 ㊟ 説明者 ㊟ |
| 【利用者】 | 住所 氏名 ㊟ |
| 【代理人】 | 住所 氏名 ㊟ (本人との関係：続柄) |

(1) 運営の目的

認定特定非営利活動法人エルタが開設するエルタ訪問看護ステーションが行う指定訪問看護・介護予防訪問看護事業の適切な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定め要介護・要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所は、利用者の心身の特性や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護・要支援状態の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防の為、適切なサービス提供に努めます。

(3) 事業所の概要

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 設置者名 | 認定特定非営利活動法人 エルタ |
| 代表者名 | 理事長 小林 康男 |
| 事業所名 | エルタ訪問看護ステーション |
| 管理者名 | 管理者 佐久間 彩 |
| 所在地 | 福島県福島市東浜町10番16号 |
| 電話番号 | TEL：024-573-0684 FAX：024-573-1689 |
| 医療保険法 | (事業者番号 第0193078) |
| 介護保険法 | (事業者番号 第0770105633) |

(4) 当事業所の職員体制

| 職種 | 常勤 | | 非常勤 | | 業務内容 | 計 |
|--------|------|----|-----|----|---------------|---|
| | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | | |
| 管理者 | | 1 | | | 管理業務(訪問看護師兼務) | 1 |
| | | | | | 利用申込調整、技術指導 | |
| 訪問看護師 | 看護師 | 1 | | | 訪問看護計画書作成等 | 3 |
| | 准看護師 | 1 | | 1 | (1名は管理者兼務) | |
| 理学療法士等 | | | | | | |

(5) 事業所窓口の営業日及び営業時間

| | |
|------|-----------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |

(6) サービス提供可能な日と時間帯

| | |
|----------|-----------------|
| サービス提供日 | 月曜日～金曜日 |
| サービス提供時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |

※ 上記以外の時間帯については、居宅サービス計画により休業日及び営業時間外でもサービスの提供を行う場合がありますので、ご相談ください。

2 通常のサービス提供地域

| | |
|----------|-----|
| サービス提供地域 | 福島市 |
|----------|-----|

※通常のサービス提供実施地域の利用者は、交通費の自己負担はありません。通常のサービス提供実施地域以外の利用者の方から居宅介護支援の要請があった場合は、実施地域の境界から1km当り50円(片道、消費税込)の交通費がかかります。

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

| 内 容 |
|--|
| 健康状態の観察(体温・脈拍・血圧測定・病状の観察) |
| 日常生活の看護(食事・排泄・清潔の援助) |
| 服薬管理・指導 |
| 医師の指示に基づく医療的処置(床ずれ・創傷の処置・カテーテル類の管理) |
| 医療機器や機器使用者のケア・管理(ストーマ・胃ろう・気管切開・在宅酸素・人工呼吸器) |
| 在宅リハビリテーション・家族療養上の支援・相談・ターミナルケア 等 |

※ 訪問看護計画書作成について

利用者に係る医師の指示書及び居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画書(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画、介護予防訪問看護計画を作成します。

(2) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

主治医の訪問看護指示書に基づき、契約者と合意の上で作成した訪問看護計画・介護予防訪問看護計画及び居宅サービス計画(ケアプラン)の記載指示に従うものとします。

②訪問看護・介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

事業所は訪問看護・介護予防訪問看護事業の実施にあたって、ご利用者の事業・意向等に十分配慮し、訪問看護・介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。

③備品等の使用

訪問看護・介護予防訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は、利用者の負担となります。

（３）利用料と加算

①訪問看護サービス利用料金と加算

ご利用料金、加算・減算については、別紙料金表記載の通り。

※その他、やむを得ない介護事情、要介護や特定疾病の介護状態によって2名の訪問看護師が訪問看護を行うことが、お客様の同意を得て計画上必要となる場合は、該当サービス項目の金額2名分の料金となります。

②介護予防訪問看護の利用料金と加算

ご利用料金、加算・減算については、別紙料金表記載の通り。

※その他

指定駐車場が有料駐車場の場合は駐車時間での料金を別途お支払頂く場合があります。その場合は領収書の発行を受け、お客様にお渡しします。

③キャンセル料について

| | |
|--------------------------|-------------|
| サービス提供の24時間前までに連絡があった場合 | キャンセル料は不要です |
| サービス提供の12時間前までに連絡があった場合 | 利用料金の25% |
| サービス提供の12時間前までに連絡がなかった場合 | 利用料金の50% |

※但し、利用者の体調不良や、やむを得ない事情の場合には、キャンセル料の請求は致しません。

（４）支払方法

当月分を1か月毎に精算し、翌月の15日以降に請求書を発送致します。お支払いは原則として下記指定の銀行から27日に口座振替でお願いします。

東邦銀行・大東銀行・福島信用金庫・福島銀行・福島県内 J A

4 利用について

（１）サービスの利用開始

重要事項説明書及び契約締結後、医師の訪問看護指示書及び居宅サービス計画書を基に、訪問看護計画、介護予防訪問看護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①利用者はいつでも申し出ることにより、本契約を解約することができます。

②事業所は次の理由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

1) 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合。

2) 利用者が事業所職員に本契約を継続し難い程の背信行為を行い、その状態が改善されない場合。

③ 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。

1) 利用者が社会福祉施設に入所した場合。

2) 利用者が死亡した場合。

3) やむを得ない事情によりステーションを閉鎖する場合。

5 秘密保持と個人情報の保護ついて

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について

事業者、サービスの提供をする上で知り得た、利用者、及びその家族に関する情報を、理由なく第三者に開示しません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

契約者に係るサービス担当者会議等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意書を文書により得た上で、契約者又はその家族の個人情報を用いることができるものとします。

6 虐待防止に関する措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等の為、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止する為の従事者に対する研修の実施し、知識や技能の向上に努めます。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をしています。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。

(4) 虐待防止のための指針を整備しています。

(5) 成年後見制度の利用を支援します。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(7) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

| | |
|-------------|-----------|
| 虐待防止に関する担当者 | 管理者 佐久間 彩 |
|-------------|-----------|

7 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(1) 実施の有無 （有 ・ **無** ）

8 事故発生の対応及び賠償責任

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族、契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。又、当事業所が利用者に対して行った訪問看護・介護予防訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、担当の介護支援専門員に連絡をとるものとします。

| | |
|------------|-------------------------------|
| 緊急時相談・対応窓口 | 事業所 ： エルタ訪問看護ステーション |
| | TEL ： 0 2 4 - 5 7 3 - 0 6 8 4 |
| | 担当者 ： 管理者 佐久間 彩 |

10 サービス内容に関する相談、苦情について

① 当事業所の相談、苦情窓口

| | |
|----------|-------------------------------|
| 事業所・相談窓口 | 事業所 ： エルタ訪問看護ステーション |
| | TEL ： 0 2 4 - 5 7 3 - 0 6 8 4 |
| | 時 間 ： 8：30 ～ 17：30 |
| | 担当者 ： 管理者 佐久間 彩 |

② その他苦情申出連絡先

| | | |
|--------|----------------|-----------------------------|
| 苦情受付機関 | 福島市 介護保険課 | TEL：0 2 4 - 5 2 5 - 6 5 8 7 |
| | 福島県国民健康保険団体連合会 | TEL：0 2 4 - 5 2 8 - 0 0 4 0 |

11 その他運営に関する重要事項

事業所は、従業者の資質向上の為に、次の通り研修の機会を設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修 採用後3か月以内 （２）継続研修 毎月1回以上

2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は認定特定非営利活動法人エルタと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。